

再委託について

京都市では、次のとおり事前に文書による市長の承諾を得ない再委託（以下「未承諾再委託」という。）は禁止していますので、再委託しようとするときは、あらかじめ契約依頼課に申請し、承諾を得るようにしてください。

1 未承諾再委託の禁止

本市の契約の相手方が、再委託しようとするときは、契約事務規則第40条の規定により市長の文書による承諾が必要です。

2 再委託に該当する行為

再委託に該当する委託は、役務の提供に限ります。したがって、物件供給、賃貸借等において本市へ納入しようとする物品の仕入れ、製造の請負における原材料の購入は承諾が必要な委託には当たりません。ただし、物件供給契約において購入した物品を本市へ配送する業務を第三者に委託するときは、承諾が必要な委託に当たります。

3 再委託を承諾することができる場合

契約の相手方が再委託により契約を履行しようとするときは、事業担当課に承諾の申請を行い、承諾を得られた場合に限り再委託できます。

再委託の承諾の申請があった場合において、次項に掲げる場合のいずれかに該当するときは、原則として、再委託は、承諾しません。

4 再委託を承諾しない場合

(1) 契約の相手方が、契約の履行を一括して再委託しようとするとき（以下「一括再委託」という。）。※別添「一括再委託の判断基準」参照

(2) 契約の相手方が、再委託の内容について再委託の相手方に履行する能力があることを証明できないとき。

(3) 再委託によって、契約の履行について、不完全履行となり、内容が変更され、質が低下し、又は履行期限が遅延する等の支障が生じるおそれが高いとき。

(4) 契約の相手方が、仲介業者への委託その他の契約の履行に必要な再委託をしようとするとき。

(5) 競争入札において互いに競争相手であった者に再委託しようとするとき。

※ 競争入札において互いに競争相手であった者同士の場合は、物件供給、賃貸借等において本市へ納入しようとする物品の仕入れ、製造の請負における原材料の購入についても禁止しています。

別添2「相互供給の禁止」参照

(6) その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれが高いとき。

5 一括再委託禁止の例外

次に掲げる場合は、原則として、一括再委託禁止の例外とします。

(1) グループ企業同士の間で営業と役務提供を分業している場合

機械、電算機等の保守管理契約等で、製造メーカー等が、会社の各部門を営業のみを行う会社と役務サービスの提供のみを行う会社等に分社化したうえでグループ化し、グループ内で役務サービス提供会社の業務に関する入札及び契約その他の営業を営業会社が行うこととしているとき。

(2) 多岐に渡る業務を一括した発注に対し、1社単独で履行できる業者がほとんどいない場合

ビル管理等の契約の場合、業務内容が多岐に渡るため本市の競争入札有資格者名簿に登録されている企業の中では、契約の内容すべてを1社で履行できるものがほとんどいないため、業務を分割し、自ら一部の業務を実施するほか、自ら実施できない業務を他の者へ再委託しなければ履行できないときがあります。このように発注者側の都合により一括発注としているが、再委託を禁止すると契約を履行できる業者が無いとき。

※ 1 契約の相手方が、すべての業務を1者に再委託しようとするとき（再委託の相手方に対して指揮、監督する場合を含む。）は、例外として取り扱わず、再委託は承諾しないこととします。

※ 2 契約の相手方が、すべての業務を分割して複数の業者に再委託しようとする場合についても、一括再委託に該当するものとして取り扱い、再委託は承諾しないこととします。ただし、再委託による業務の実施に当たり、それぞれの業務の実施現場において、契約の相手方が再委託の相手方に対し、直接に指揮、監督等を行うときは、例外に該当するものとして取り扱い、再委託することができるものとします。（指揮、監督等を業務の実施現場において実施する場合に限ります。）

6 一括再々委託の禁止

承諾を得て再委託先となった者がさらに第三者に委託（以下「再々委託」という。）しようとするときは、再委託の場合と同様に再々委託先に丸投げする可能性がありますので、再委託の承諾に当たっては、再委託の相手方が一括して再々委託することを禁止する条件を付すとともに、再委託の条件に違反したときは再委託の承諾を取り消す旨の条件を付すこととします。

7 様式等

承諾書申請書及び承諾書については様式を定めていません。各課において、別添の書式例を参考に独自に作成することとしています。

8 手続

承諾の手続については、事業担当課において決定し、承諾書を発行することとします。

9 未承諾再委託を行なった者に対するペナルティ措置

未承諾再委託については、未承諾の再委託が発覚した場合（緊急その他やむを得ない事情により事前承諾なしに再委託する必要があると認められ、事後において承諾を行なった場合は除きます。）は、契約の相手方に対して警告を行うこととしています。

また、この場合において、再委託に関連し本市において損害が発生し、又は事務の遂行に支障が生じたときは、警告にとどめず6月の競争入札参加停止を行うこととしています。

(書式例)

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(あて先 京都市長)

住所

商号 (法人の場合は名称)

氏名 (法人の場合は代表者の職・氏名) ㊞

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 契約件名

2 再委託の内容

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

(5) 再委託予定金額

(書式例)

再委託承諾書

令和 年 月 日

(あて先 契約の相手方)

京 都 市 長 (印)
(担当課)

先に申請のあった再委託については、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

- 1 契約件名
- 2 契約の相手方
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 氏名又は代表者の職・氏名
- 3 再委託の内容
- 4 再委託の相手方
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 氏名又は代表者の職・氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
 - (5) 再委託予定金額
- 5 再委託の承諾の条件
 - (1) 契約の相手方は、再委託の相手方に、この承諾に係る契約の履行を第三者に一括して請負わせてはならない。
 - (2) 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本市に損害を与えたときは、契約の相手方が本市に対する賠償の責を負うこと。
 - (3) 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分にかしがあったときは、契約の相手方が契約の規定によるかし担保責任を負うこと。
 - (4) 再委託に当たって、契約の相手方は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
 - (5) 再委託の相手方が、この承諾の条件に違反したときは、この承諾を取り消すものとする。この場合において、契約の相手方に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負わない。

一括再委託については、当分の間、次の基準により判断することとします。

第1 一括再委託の判断基準

1 一括再委託の定義

契約の履行の全部又は主たる部分を一括して他の者に履行させることをいう。

2 主たる部分の判定

次の各号に掲げる方法のいずれかにより判定し、当該各号に定める基準に該当すると認められるときは、主たる部分であって一括再委託に該当するものと判定する。

(1) 契約金額による判定

契約金額の内訳のうち7割を超える額に相当する部分を再委託しようとするとき。

※ 7割未満の額に相当する部分を再委託しようとするときは、一括再委託には当たりません。

(2) 履行内容による判定

契約履行手段の主要な項目である部分を再委託しようとするとき。

3 紛らわしい事例

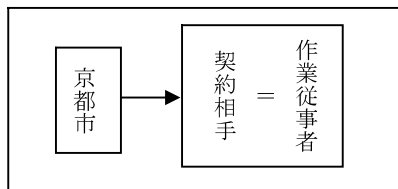
番号	事例	該当の有無	判断理由又は基準	備考
1	建物管理、清掃等の契約において、作業のほとんどを特定の下請業者に実施させようとするとき。 又は細分化して複数の下請業者により実施させ、契約の相手方は下請業者の業務実施を監理しているとき。	該当	・業務の全部又は主要な部分を下請業者により実施させ、契約の相手方は下請業者の実施する業務に直接関与しないときは、一括再委託に当たる。 ・監理により直接関与しているかどうかについては、監理の業務内容等により判断する。 ・監理の内容が、作業中は常に契約の相手方の従業員等が作業現場で指揮、監督、検査等の業務を行っているものであるときは、一括再委託に当たらない。 ・作業現場において常時監理業務を実施せず、数日に1回程度巡回しているに過ぎないときは、一括再委託に当たる。 ・監理の業務内容の如何にかかわらず、監理業務を第三者に委託しているときは、一括再委託に当たる。	・監理に当たる者については、必ずしも正社員である必要はなく、契約の相手方と人材派遣業者との派遣契約に基づく派遣労働者であってもよい。
2	事務のアウトソーシング等の業務委託で、実際に業務に従事する者が、すべて派遣社員であるとき	非該当	派遣社員が、契約の相手方に対して派遣されたものである場合は、当該派遣社員への指揮、監督の権限は契約の相手方が持っており、履行の義務が第三者に委託されたわけではないため	

一括再委託に該当する事例

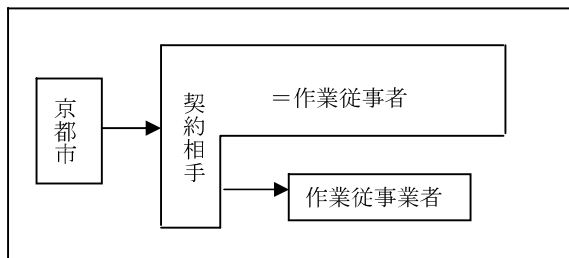
(凡例： →…契約， ⇨…指揮， 監督， 検査等)

1 一括再委託に当たらない場合

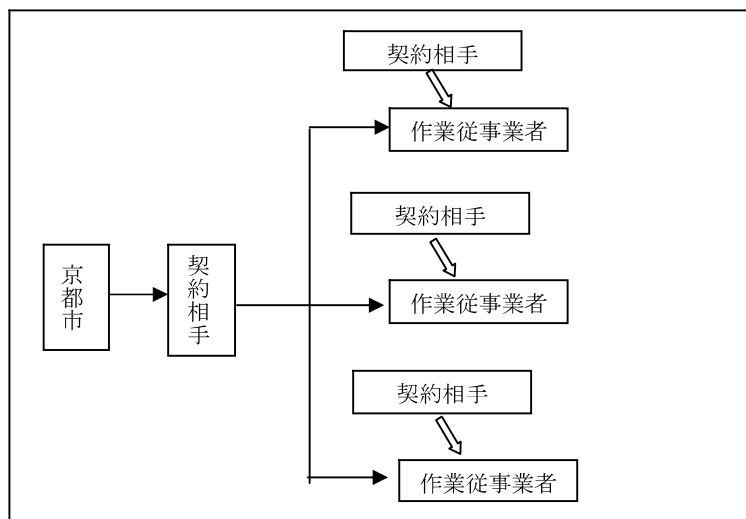
(1) 契約の相手方が直接作業に従事するとき



(2) 一部を再委託するが、履行の大部分又は主要な部分については契約の相手方が自ら作業を実施するとき。



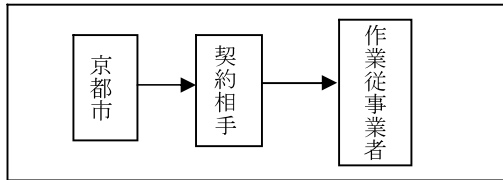
(3) 作業を細分化して複数の業者に再委託するが、契約の相手方自らも再委託の相手方それぞれの作業実施について、履行場所に常駐するなどして指揮，監督又は検査等を行うことで、作業の実施に直接関与するとき



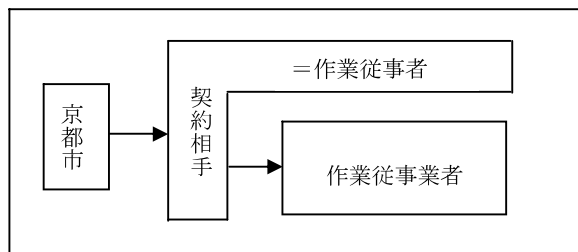
(4) 契約の履行に不可欠な技術情報等を唯一所有する契約の相手方が、契約の履行のために第三者に必要な技術情報を提供する一方、自らは履行しないとき

2 一括再委託に当たる場合

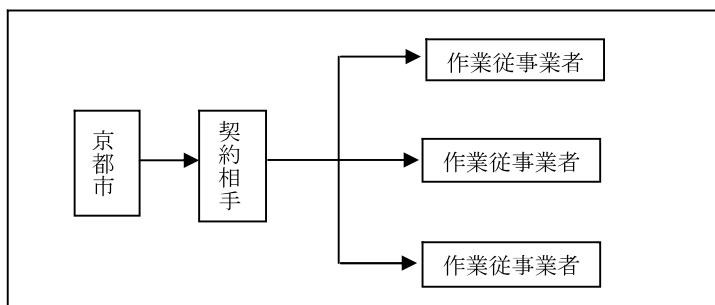
(1) 一括して他の者へ委託するとき



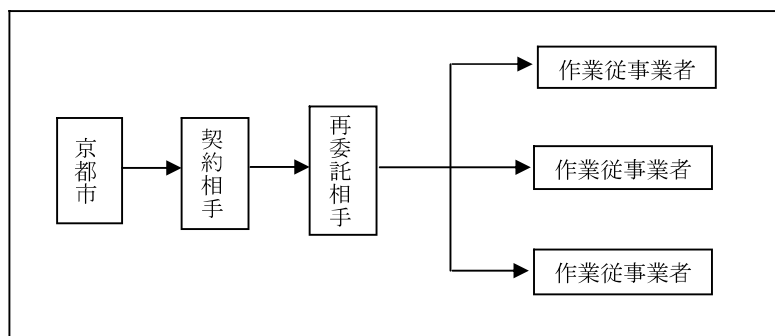
(2) 作業の一部は契約の相手方自ら実施するが、主要な部分又は大部分を第三者に再委託するとき



(3) 作業を細分化して複数の業者に再委託し、契約の相手方自らは契約の履行場所に常駐せず、実際には直接に指揮、監督又は検査等を実施していると認められないとき



(4) 再委託の相手方がさらに実際の作業に当たる業者に再委託するとき



相互供給の禁止について

契約課が締結した物品等の調達に係る契約について、次のように競争入札参加者同士が相互に物件又は役務を供給することを禁止しています。また、工事請負契約についても、同様に相互下請を禁止しています。

1 禁止事項

- (1) 競争入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、当該競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達すること。
- (2) 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。
- (3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

2 違反した者に対するペナルティ措置

相互供給禁止について違反した者は、6月の参加停止措置とすることとしています。